

～周知の埋蔵文化財包蔵地及びその周辺で土木・建築工事などを計画されている方～

1. 埋蔵文化財に係る事前の相談・照会

土木工事・建築工事などを計画されている方は、計画予定地が埋蔵文化財包蔵地にかかるかどうか、できるだけ早い時期に荒川ふるさと文化館にお電話または来館（4階事務室）にてご確認ください。包蔵地に該当するかの場所の確認だけであれば、荒川区役所3階・生涯学習課窓口でも可能です。

「荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例」により、下記に該当する建築は包蔵地該当しているかの確認が必要になりますので（第22条、施行規則第18条）荒川ふるさと文化館までご連絡ください。

・条例適用の範囲（条例第3条）

15戸以上の共同住宅・寄宿舍の建築（増築、改築、用途の変更を含む）

6区画以上の一戸建ての住宅・長屋の建築

土地 350㎡以上の区画形質の変更（道路の新設等）を伴う一戸建ての住宅の建築
敷地 350㎡以上の長屋の建築

【荒川ふるさと文化館 埋蔵文化財担当】

電話番号：03 - 3807 - 9234

受付時間：午前8時30分 ～ 午後5時15分

休館日：毎週月曜（月曜が祝日の場合は開館、翌日休館）、毎月第2木曜（電話対応は可）、
12月29日から翌年1月4日

2. 埋蔵文化財発掘届の提出

もし、計画予定地が、周知の埋蔵文化財包蔵地にかかる場合は、土木・建築工事などをさせていただきますのが望ましいのですが、やむをえず工事などを行う場合は、原則として工事に着手しようとする日の60日前までに、文化財保護法第93条第1項に基づく埋蔵文化財発掘届を東京都へ提出することが義務づけられています。届きは荒川ふるさと文化館(4階事務室)へ提出して下さい。

なお、計画予定地が、過去に確認（試掘）調査や本調査を行った土地に該当していた場合も、届出は必要になります。

提出書類・・・発掘届と添付図面2部（正・副各1部）

提出された書類の返却はいたしません

種類	サイズなど	備考
発掘届出（第93条第1項）	A4版で正副各1部	届出様式1 - 、1 - <u>建主（工事主体者）</u> の方の記名、捺印
* 土地発掘承諾書 （東京都教育委員会教育長宛）	A4版で、正1部	<u>土地所有者が発掘届の届出者と異なる場合にのみ提出</u> <u>土地所有者の方</u> の記名、捺印

* 承諾書（権利放棄書） （荒川区教育委員会教育長宛）	A4版で、正1部	出土した遺物について、区に 所有権と保管の義務を委ね ていただくための承諾書。 土地所有者の方の 記名、捺印
添付図面		
位置図	建築確認申請時に添付の図 面をA4版に縮小したもの2 部	住宅地図等
配置図		土地に対し、建物等の面積が わかるもの
平面図（1階部分）		
基礎断面図		基礎の深さがわかるもの

- * ガス管や水道管等の工事で、計画予定地に**私道部**が含まれる場合は、**私道所有者**の記載・押印のある土地発掘承諾書及び承諾書（権利放棄書）が必要になります。

3. 確認（試掘）調査または立会い調査

発掘届出書提出後、東京都教育委員会の指示が、荒川区教育委員会を經由して文書にて通知されます。なお、東京都の事務手続上、通知までに3～4週間程かかるため、届出に基づく包蔵地の取扱いについては、届出後すぐに荒川ふるさと文化館担当と協議します。

協議後の取扱いについては、主に下記になります。

確認（試掘）調査

確認（試掘）調査は、工事の計画予定地の埋蔵文化財の状態を確認し、その保存について判断するために行うものです。個人住宅や集合住宅等の建築工事は、多くはこちらに該当します。

確認（試掘）調査は、工事の計画予定地の既存の建物等の構造物、アスファルトやコンクリート等が撤去され完全に更地になってから、工事に着手する日までの間に実施します。工事計画や面積に応じて、掘削する面積、深さが変わります。確認（試掘）調査に要する時間は、半日から、場合によっては数日かかることもありますのでご了承ください。調査では、重機による掘削と人力による掘削、記録、写真撮影を主に行います。**確認・試掘調査の費用負担は、原則として区側が負担します。**

立会い調査・慎重工事

発掘届出書の内容により、確認（試掘）調査を行わずに、工事の際に荒川ふるさと文化館職員が立会いを実施する立会い調査や、慎重工事の指示になることがあります。いずれの場合も、工事中に遺物や遺構等の埋蔵物が確認され、工事によりそれらが破壊される可能性が高い場合は、本調査を行うこととなります。

4．本調査

確認（試掘）調査後、遺跡等の埋蔵文化財が確認された場合、工事内容を変更し、遺跡を壊さずに工事を進めることができるかどうか、荒川区と協議します。工事により、やむをえず埋蔵文化財を破壊せざるをえない時は、文化財保護法上の義務として、本調査を行い、写真・図面等により正確な記録を作成し、記録保存をする必要があります。

本調査の費用について

本調査は、原則として発掘届出者の費用負担（原因者負担）で行っていただきます。ただし、発掘届出者が個人で、営利目的（マンションや建売住宅等）ではない個人専用住宅を建てるときは、公費負担の対象となりますので、荒川区教育委員会と協議したうえで決定します。

調査期間について

本調査の調査期間は、工事等の計画面積や掘削の深さ、埋蔵文化財の密度等によって異なりますが、全工程のほとんどが人力で、精密な作業が求められるため、十分な期間を要します。

調査は、発掘作業（現地での掘削や測量等の現地作業）②整理保存作業（出土した遺物や現場写真・図面等の整理） 報告書作成の大きめに分けて三つの工程があります。工事が可能になるのは、発掘作業の終了後になります。

5．工事中等の遺跡の発見

周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲以外で工事中などにより、偶然埋蔵文化財を発見した場合には、その現状を変更することなく、遅滞なく届出しなければいけません（文化財保護法第96条第1項）

工事中に埋蔵物を発見した際は、ただちに荒川ふるさと文化館担当までご連絡ください。遺物等の出土状況によっては、調査が必要になる場合がございます。

【荒川ふるさと文化館連絡先】03 - 3807 - 9234

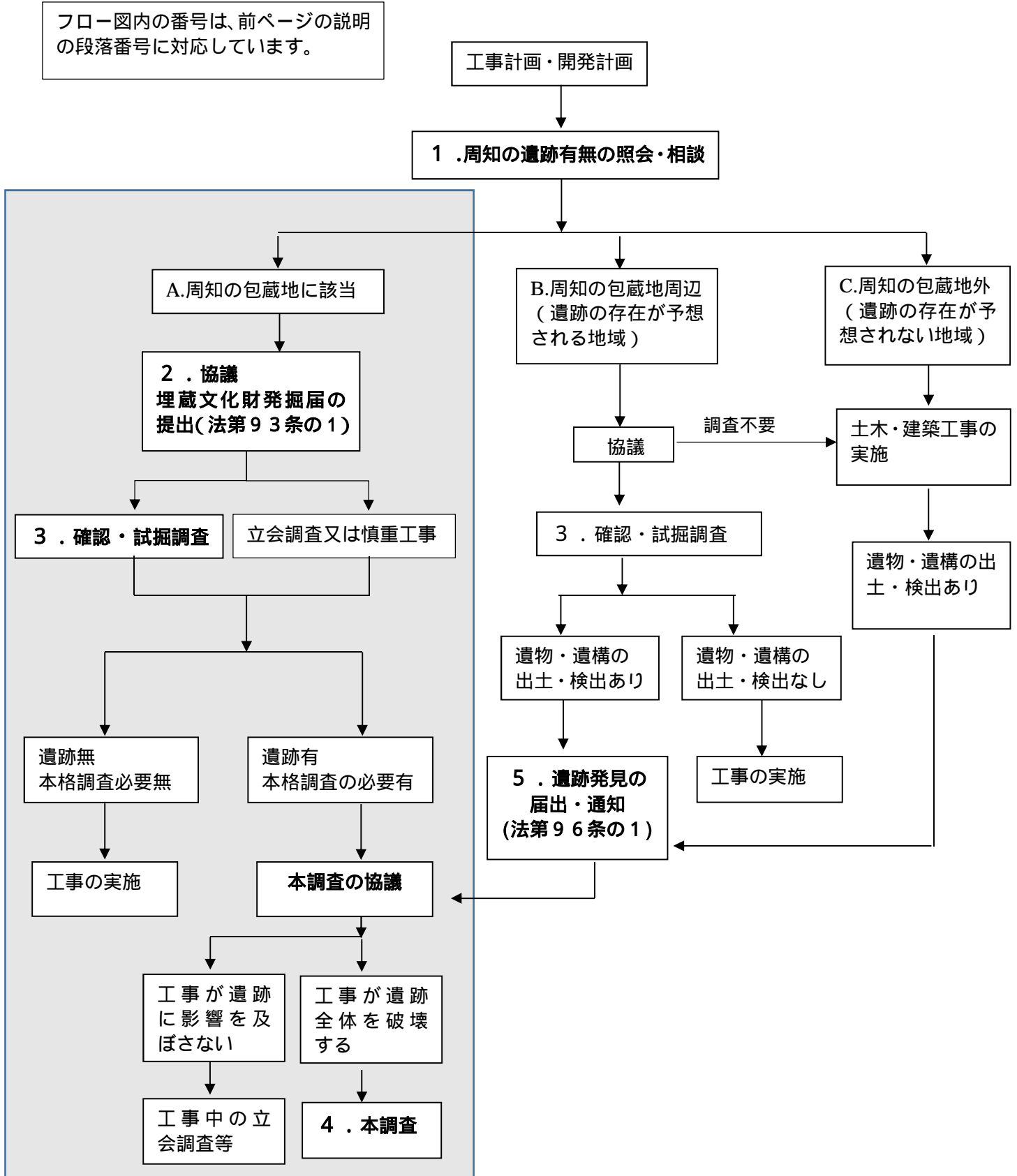
6．出土遺物について

埋蔵文化財である、出土遺物は、貴重な国民の共有財産として大切に保存し、活用する必要があります。そのため、荒川区が実施する確認（試掘）調査等においては、荒川区教育委員会に提出していただく「承諾書（権利放棄書）」に基づき、出土した遺物の所有権を荒川区に委ねていただき、荒川ふるさと文化館での保管・展示など、荒川区の歴史を伝える資料として活用しています。

また、本調査で出土した土器等の遺物は、遺失物法に基づいて遺失物として取り扱われます。この遺物を、東京都教育委員会が文化財と認定すると、警察署が遺物を公告した日から6か月の間に所有者が判明しなかった際には、遺物の所有権は東京都に帰属します。

周知の埋蔵文化財包蔵地及びその周辺で
土木工事や建築工事を行う場合 ～取り扱いフローチャート～

フロー図内の番号は、前ページの説明の段落番号に対応しています。



荒川区内周知の埋蔵文化財包蔵地一覧

遺跡番号	遺跡名	種別	所在地など	遺跡概要	時代	主な遺構・遺物
1	諏訪台・日暮里延命院貝塚遺跡群	包蔵地・貝塚	西日暮里3丁目全域(諏方神社、南泉寺、日暮里延命院貝塚)	台地縁辺・斜面部	縄文	縄文土器、土坑、ピット、石鏃、石錘、貝、貝製品、獣骨、魚骨、動植物遺体、打製石斧など
4	道灌山遺跡	集落跡	西日暮里4丁目1～7番付近、5丁目38番の一部	台地縁辺	縄文・弥生・奈良・平安	環濠、住居(縄文、弥生、平安)、土坑、縄文土器、ナイフ形石器、打製・磨製石斧、土師器、須恵器など
6	石浜城址	城館跡	南千住3丁目東京ガス付近(旧石浜神社境内周辺)	低地・城館	中世	
8		寺院跡	南千住5丁目21・22番	低地・寺社	近世	陶磁器、瓦、人骨など
9	真先銭座跡	銭座	南千住3丁目28～40番付近	低地	近世	陶磁器片、瓦、木材、銭貨など
11	町屋四丁目実揚遺跡	包蔵地	町屋4丁目1～4番、13～17番、18番の一部	低地(微高地)	縄文・弥生・奈良・平安・中世・近世	周溝(古墳)、弥生土器、土師器、陶磁器、瓦、板碑、縄文土器片など
12	小塚原刑場跡	刑場跡	南千住2、3、5、7丁目の一部	低地	近世	人骨、木柁、動物遺体、下駄など

令和3年1月

* 2、3、5、7、10は欠番

* 埋蔵文化財の範囲は新たな発見や発掘調査などで、新規・拡大・縮小などで変更される場合がありますので、必ず荒川ふるさと文化館でご確認下さい。

【参考】埋蔵文化財関係法令

文化財保護法（抜粋）

第一章 総則

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
 - 二 （省略）
 - 三 （省略）
 - 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
 - 五 （省略）
 - 六 （省略）
- 2 （省略）
- 3 （省略）

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ず

ることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

第十三章 罰則

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (省略)

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (省略)

二 (抜粋)...発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 (省略)

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一~五 (省略)

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 (省略)

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 (省略)

二 (抜粋)...届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 (省略)

荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、区内における住宅等の建築に係る住環境の整備に関し基本的事項を定めることにより、良好な生活環境と豊かな地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共同住宅等住戸(住室を含む。以下同じ。)の数が15以上の共同住宅又は寄宿舍(住戸以外の部分が併設されるものを含む。)の用途に供する建築物をいう。

(2) 住宅等次に掲げるいずれかの建築物をいう。

ア 住戸の数が15以上の共同住宅、寄宿舍又は長屋(住戸以外の部分が併設されるものを含む。)の用途に供する建築物

イ 一戸建ての住宅の用途に供する建築物

ウ 長屋の用途に供する建築物(アに掲げる建築物であるものを除く。)

(3)~(5) (省略)

(適用の範囲)

第3条 この条例は、次に掲げる行為について適用する。

(1) 前条第2項第2号アに掲げる建築物の建築(法第87条第1項において準用する法第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認を必要とする用途の変更(以下「用途の変更」という。)を含む。以下同じ。)をする場合(次号に掲げる場合を除く。)における当該建築及び当該建築後の管理

(2) 建築物の増築、改築又は用途の変更(以下「増築等」という。)をすることにより、当該増築等後の建築物が前条第2項第2号アに該当する建築物に該当することとなる場合における

当該増築等及び当該増築等後の管理(3)一団の土地を6区画以上に分割する一戸建ての住宅及び長屋の建築並びに当該建築後の管理

(4) 350平方メートル以上の土地における区画形質の変更を伴う一戸建ての住宅の建築及び当該建築後の管理

(5) 350平方メートル以上の敷地における長屋の建築及び当該建築後の管理

2～5 (省略)

(その他の協議事項)

第22条 住宅等(第1号に掲げる事項にあっては、住戸の数が規則で定める数以上の場合に限る。)の建築をしようとする建築主又は開発者は、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、区長と協議しなければならない。

(1)、(2) (省略)

(3) 住宅等に係る敷地の埋蔵文化財に関する調査等に関すること。

(4)～(9) (省略)

荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則(抜粋)

(その他の協議事項)

第18条 条例第22条に規定する規則で定める数は50とする。

2 条例第22条の規定による協議は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1)～(2) (省略)

(3) 条例第22条第3号に掲げる事項に関するもの文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に関する調査、その処理等について行うこととする。

(4)～(8) (省略)

3 (省略)